

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	福 浪 睦 夫
同	吉 田 謙 治

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された住民監査請求（平成 1 5 年 3 月 2 0 日受理）について，同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表します。

記

請求人 A ほか 1 0 名

第 1 請求の要旨

平成 1 5 年 3 月 2 0 日付けをもって受理した措置請求書によると，請求の要旨は次のとおりである。

- 1 「神戸空港ニュース No . 2 5 」(2 0 0 3 年 2 月 1 日発行)(以下「本件ニュース」という。) の制作・配布に関する費用の支出は，以下の理由により公序良俗に反するものであるから，みなと総局空港整備室の責任者がこれを神戸市に対して返還するよう，措置することを求める。

理由

「平成 1 4 年度神戸空港航空需要予測調査」(以下「需要予測調査」という。) について，その報告書(以下「報告書」という。) では，伊丹空港の発着制限時の予測は行っておらず，平成 2 7 年度の 4 3 4 万人という神戸空港の需要予測値は，伊丹空港の発着制限がついていない時のものであるとしている。しかし，需要予測調査の概要を記載した本件ニュースは，平成 2 7 年度の神戸空港利用者のうち大阪府(北部) の方は，伊丹空港に発着制限があるため，神戸空港の利用が見込まれると記載しており，報告書の内容と矛盾する誤った表記を行っている。このような虚偽内容を書き，市民を偽る行為は公序良俗に反するものである。

第2 監査の実施

みなと総局の関係職員から事情聴取を実施したほか、みなと総局が作成した広報印刷物及び当該広報に係る経費の支出に関する書類等について監査を実施した。なお、監査の対象としたのは、措置請求書及び措置請求書に添付された事実を証明する書面により特定できた次の支出である。

本件ニュース制作・発行・配布等に係る経費 2,325,750円

第3 監査の結果

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

請求人は、報告書によると平成27年度の神戸空港の需要予測値434万人は伊丹空港の発着制限がついていない時のものであるとし、本件ニュースの「大阪府（北部）と国内各地域とを行き来される方の主な利用空港は、伊丹空港又は関西国際空港ですが、伊丹空港に発着制限があるため、神戸空港の利用が見込まれています。」との文章（参考1）が、報告書の内容と相違する虚偽の表記であるとしている。

しかしながら、報告書では、その50ページの「4）予測作業の手順」において、「関西圏の空港の容量制約としては、神戸空港を発着枠を60回/日、伊丹空港の発着枠をジェット250回/日として需要予測することとしている。」と記述されており（参考2）、需要予測調査において、伊丹空港のジェット250回/日という発着制限が考慮されていることは明らかである。さらにこのことは、本件ニュースの「精査の目的と背景」の説明記事において、「<空港容量の想定>として「伊丹空港については現状枠（ジェット便250回/日）で推移するものと想定しました。」（参考3）と明記されている。

したがって本件ニュースは、報告書の内容に基づき、それを要約して紹介しているものであって、報告書の内容と相違する虚偽の記述とは認められない。

第4 結論

以上のことから、需要予測調査は、伊丹空港の発着制限を考慮して行ったものであり、本件ニュースの「大阪府（北部）と国内各地域とを行き来される方の主な利用空港は、伊丹空港又は関西国際空港ですが、伊丹空港に発着制限があるため、神戸空港の利用が見込まれています。」という文章は、報告書の内容と矛盾していない。また、本件ニュースの制作等に係る経費の支出手続きについても、神戸市会計規則等に従って適正に行われている。したがって、本件ニュースの制作・配布が市民を偽る公序良俗に反する行為であるとは言えず、請求人の主張は理由がなく、措置の必要を認めない。

(参 考)

1 神戸空港ニュースNo.25(抜粋)

神戸空港需要予測値

年度	開港時	平成 22	平成 27	(万人/年度)
	平成 17 (2005)	(2010)	(2015)	平成 32 (2020)
今回予測値	319	403	434	455
発着回数(回/日)	54	60	60	60
前回(H7年度)予測値	335	418	450	-

<神戸空港利用者の地域別内訳>

平成27年度の神戸空港利用者(434万人)のうち、神戸市を含む兵庫県と国内各地域とを行き来される方が191万人、残りは大阪府(北部)と国内各地域とを行き来される方です。

大阪府(北部)と国内各地域とを行き来される方の主な利用空港は、伊丹空港又は関西国際空港ですが、伊丹空港に発着制限があるため、神戸空港の利用が見込まれています。

注)大阪府(北部):大阪市を含む大阪府の北部をさします。

2 報告書50ページ(抜粋)

4)予測作業の手順

関西圏の空港の容量制約としては、神戸空港を発着枠を60回/日、伊丹空港の発着枠をジェット250回/日として需要予測することとしている。

3 神戸空港ニュースNo.25(抜粋)

予測の考え方

<空港容量の想定>

羽田空港については2010年度以降、再拡張の完了を見込むとともに、伊丹空港については現状枠(ジェット250回/日)で推移するものと想定しました。

神戸空港については時間当たり5回程度の発着回数とし、60回/日の発着回数を想定しました。